

学校生活管理指導表（食物アレルギー用）の作成費用助成に関するQ & A

（略語）指導表：学校生活管理指導表（食物アレルギー用）

学校：市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

学校医：園医、学校医

1 助成対象者について

Q 本制度の対象者は？

A 指導表を通学する学校に提出する保護者のうち、医療機関窓口において指導表の作成に係る費用を支払った保護者です。主治医と学校医が同一の場合が該当します。

ただし、就学援助を受けている準要保護者と生活保護受給世帯は対象から除きます。

※まれに、主治医と学校医が同一でない場合においても実費負担が生じる場合、指導表の作成に係る費用を支払ったが対象とならない場合があります。その際は、個別に内容を確認して助成の可否を決定します。

Q なぜ就学援助を受けている準要保護者と生活保護受給世帯は対象から除くのか？

A 就学援助を受けている準要保護者は学事課の制度を利用するため対象から除きます。

生活保護受給世帯については通常医療機関窓口での支払いが発生しないため対象から除きます。

Q 給食対応が必要ないものについても対象になるか？

A 給食対応が必要な方と同様に対象になります。

Q 令和8年度の対応についての指導表を令和8年3月に受診した場合も対象となるか？

A 対象になります。

Q 指導表を提出後、申請前に市外へ転出した場合は対象になるか？

A 学校在学中に提出された指導表分については、転出後も対象となります。

なお、申請書記載の住所に交付決定通知書を送付するため、申請時点（転出後）の住所を記載してください。

2 助成額、助成回数について

Q 助成額はいくらなのか？

A 文書料の実費額になります。ただし、3,000円を超える文書料の場合は、3,000円を上限とします。

Q 助成回数の上限はあるのか？

A 上限はありません。アレルギー対応開始時、変更時、更新時、解除時いずれの場合も対象になります。

3 申請方法について

Q 申請書の様式はどこで手に入るか？

A ホームページからダウンロードしてください。

Q (学校向けのみ) 申請書等を学校に直接持参した場合はどのように対応したらよいか？

A 案内には学校では受付をしていない旨を記載しています。もし、持参された場合は、郵送するようご案内ください。

Q 申請期限はいつまでか？

A アレルギー対応年度内に提出してください。令和8年度アレルギー対応年度分は令和9年3月31日学校保健課必着で申請をお願いします。

Q 複数回分まとめて申請してもよいか？

A 年度内であればまとめてご申請いただけますが、指導表提出ごとに申請書を作成していくだけ必要があります。

Q きょうだい分まとめて申請してもよいか？

A お手数ですが、お子様ごとにそれぞれ申請書を作成していただく必要があります。ただし、振込口座が同一であれば口座情報の写しは1枚で結構です。申請書類は、一つの封筒にまとめて送付していただいて構いません。

Q 申請書の記載を間違えた場合は、どのように訂正したらよいか？

A 間違えた箇所に二重線を引き、二重線の上に正しい内容を記入してください。修正液・修正テープによる修正は認められません。

Q 申請書類の到達確認通知は届くか？

A 書類が到着したかどうかについてのお知らせは行いませんので、到着確認を希望される

方は記録の確認ができる郵送方法で送付してください。

4 申請書添付書類について

Q 領収書を紛失・破棄してしまった場合はどうするのか？

A 領収書を提出できない場合は、助成対象となりません。ただし、領収書の代わりに、医療機関が発行した領収書に代わる証明書を提出する場合は助成対象となります。また、明細書だけでは助成対象となりません。

Q 領収書の原本を送付してしまった場合、返却してもらうことはできるか？

A 一度提出していただいた領収書の原本はお返しできません。

Q ネット銀行で金融機関の通帳やキャッシュカードがない場合はどうしたらよいか？

A 口座番号等の画面写真を印刷した書類を提出してください。

Q 同意事項に「通学されている学校及び医療機関に照会する」と記載があるが、どのようなことを照会するのか？

A 学校には申請者が制度の対象者に該当するかの照会を行います。
医療機関には必要に応じて文書料の確認等を行うことがあります。

5 助成金の振込について

Q 申請後、助成金はいつ頃振り込まれるか？

A 申請した月の翌々月初めに、交付決定通知書を送付します。その後、1週間後を目途に指定した口座へ助成金を振込みます。
ただし、令和8年4月に申請分は7月初めに送付・振込になります。

Q 助成金の振込完了通知は届くか？

A 振込完了の通知は行いません。通帳記入にて確認をお願いします。